

I 保険適用されている不妊治療

<女性不妊に対する治療>

- ① タイミング指導、黄体補充療法など
- ② 無排卵や多嚢胞性卵巣など排卵障害に対する薬物療法（内服、注射）
- ③ 子宮・卵管等に原因が考えられる場合に行う子宮鏡、腹腔鏡による精査・加療
- ④ 卵管通過障害に対する通気・通水法
- ⑤ 卵管形成術

<男性不妊に対する治療>

- ① 薬物療法（漢方等）
- ② 手術療法（精索静脈瘤に対する結紮術や閉塞性無精子症に対する精路再建術等）



II 保険適用されていない不妊治療

<人工授精>

- 配偶者間人工授精（AIH）
精液を注入器を用いて直接子宮腔に注入するもの。
※一部の施設で非配偶者間人工授精（AID）も行われている

<生殖補助医療（ART）> ※特定治療支援事業の対象

- 体外受精（IVF）・胚移植
本来生体内で行われる精子と卵子の受精を体外で行い、受精卵（胚）を子宮内に移植するもの。
- 顕微授精（ICSI）・胚移植
体外受精のうち、卵細胞質内に精子を注入するもの。

<男性に対する治療> ※特定治療支援事業の対象

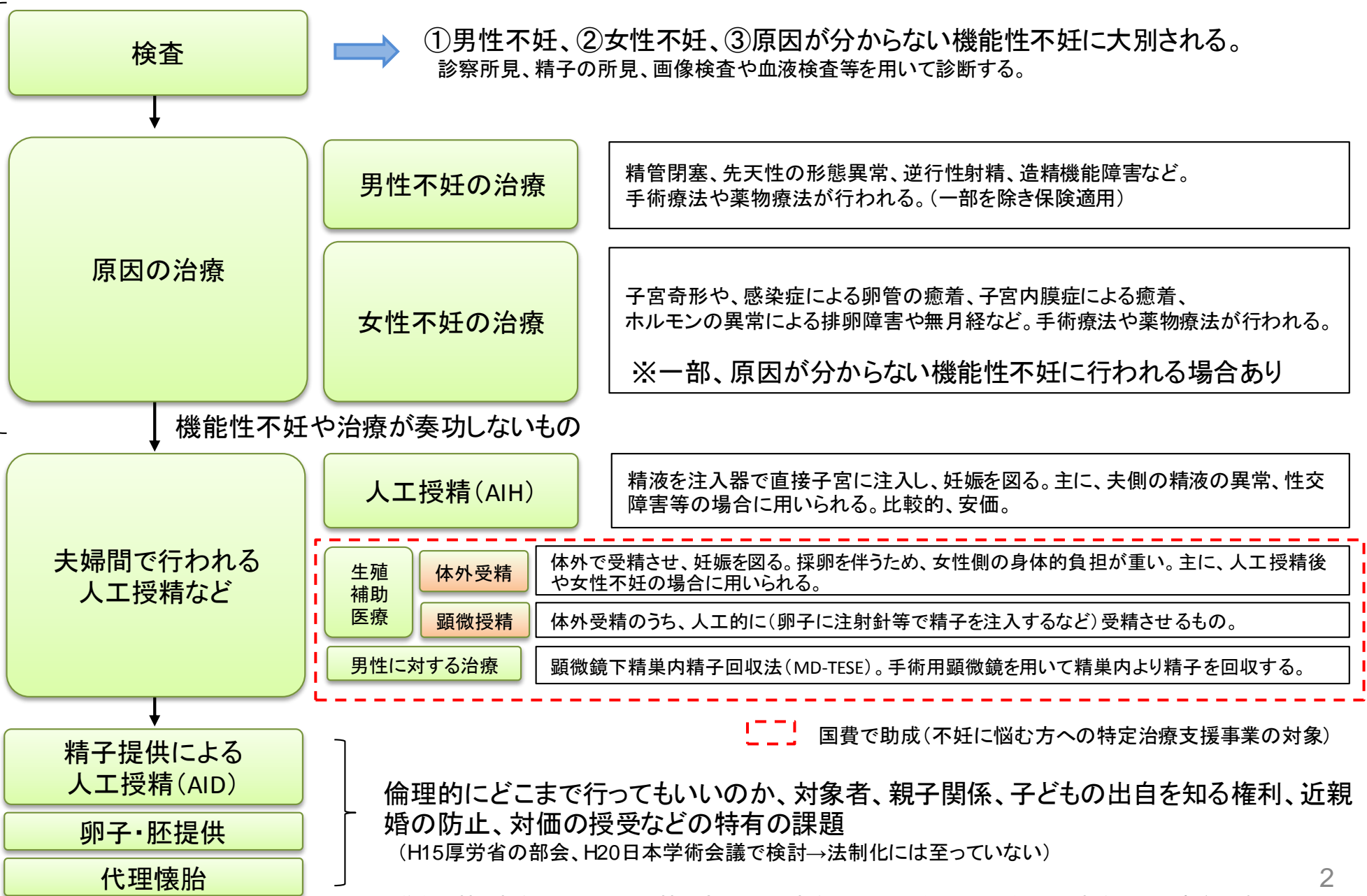
- 顕微鏡下精巣内精子回収法（MD-TESE）
手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する方法。等

<その他の治療>

- 第三者の精子を用いた体外受精・顕微授精
- 第三者の卵子を用いた体外受精・顕微授精
- 代理懐胎
- 第三者から由来する胚を用いた胚移植
- 未受精卵子の凍結（医学的・社会学的）
- 子宮移植後の分娩例が報告された（Lancet, 2014 Oct(6)）

不妊治療の流れ(概略図)

保険適用



※学会は精子提供による人工授精は容認、卵子提供はルールを示していない。胚提供・代理懐胎は禁止。

生殖補助医療の実施数・出生児数について

1. 生殖補助医療の実施数(平成26年)

	治療延べ件数(人)	出生児数(人)	累積出生児数(人)	1回の治療から出生に至る確率(%)
新鮮胚(卵)を用いた治療	92,269	5,025	120,565	5.45
凍結胚(卵)を用いた治療	157,229	36,595	214,194	23.28
顕微授精を用いた治療	144,247	5,702	96,867	3.95
合計	393,745	47,322	431,626	12.02

資料)日本産科婦人科学会が集計した平成26年実績

(注:1回の治療から出生に至る確率は、生殖補助医療を実施した患者について、「出生児数」を「治療のべ件数」で割った数値である。)

2. 生殖補助医療による出生児数の推移

年	生殖補助医療出生児数(人)	総出生児数(人)	割合(%)
2006年(H18)	19,587	1,092,674	1.79
2007年(H19)	19,595	1,089,818	1.80
2008年(H20)	21,704	1,091,156	1.99
2009年(H21)	26,680	1,070,035	2.49
2010年(H22)	28,945	1,071,304	2.70
2011年(H23)	32,426	1,050,806	3.09
2012年(H24)	37,953	1,037,231	3.66
2013年(H25)	42,554	1,029,816	4.13
2014年(H26)	47,322	1,003,539	4.71

(注:生殖補助医療出生児数は、新鮮胚(卵)を用いた治療数、凍結胚(卵)を用いた治療数及び顕微授精を用いた治療数の合計(日本産科婦人科学会の集計による)。総出生児数は、人口動態統計による。)

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は15万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）
- 予算額 平成29年度予算 160億円

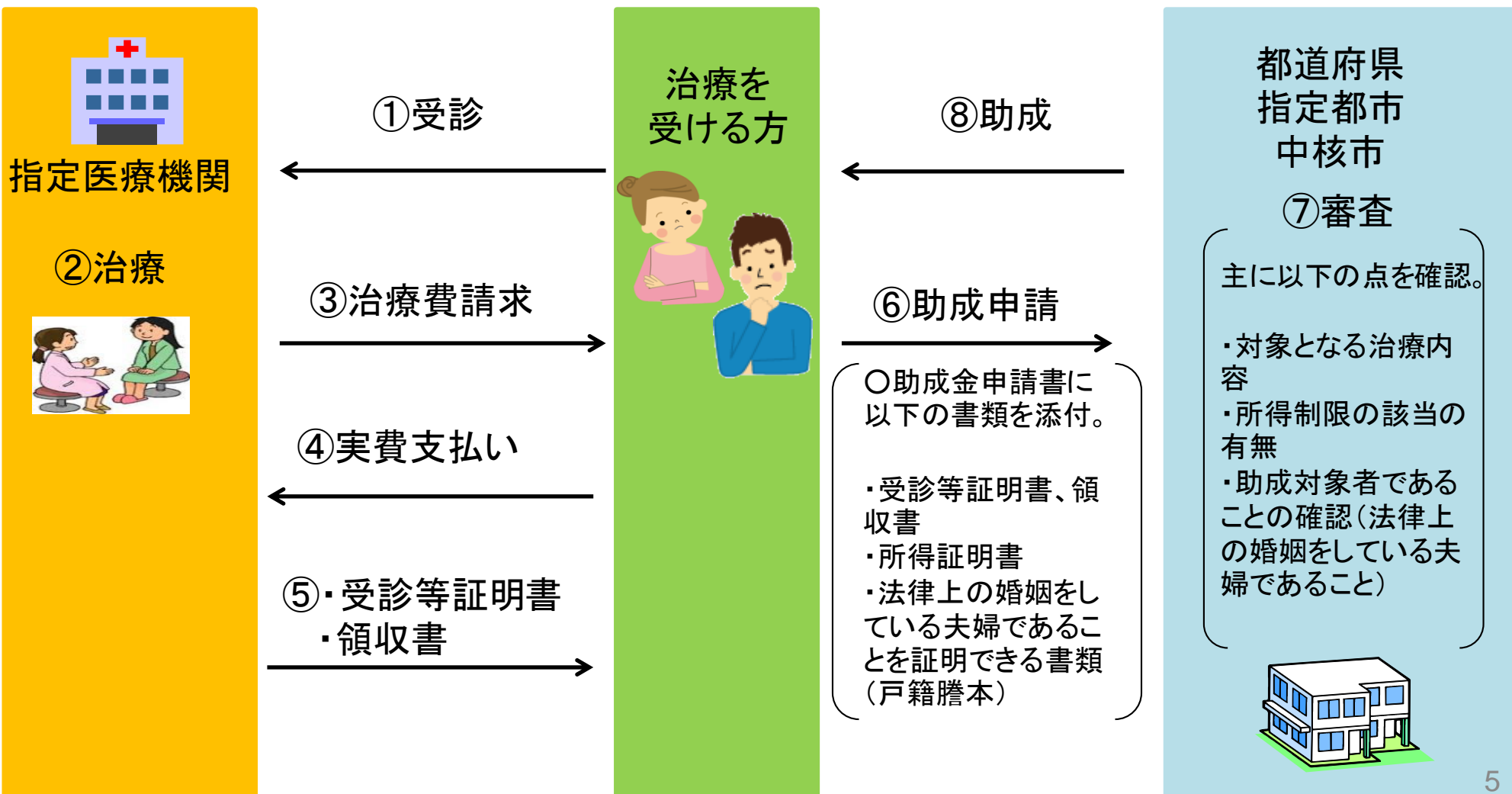
2. 沿革

平成16年度創設	支給期間2年間として制度開始
平成18年度	支給期間2年を5年間に延長
平成19年度	給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、所得制限額を（650万円→730万円）引き上げ
平成21年度補正	給付額10万円→15万円
平成22年度	給付額15万円を継続
平成23年度	1年度目を年3回に拡充
平成25年度	凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
平成26年度	通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が40歳未満の場合は6回まで助成
平成25年度補正	一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施
平成27年度	安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
平成27年度補正	初回治療の助成額を15万→30万円
平成28年度	男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
	妻の年齢が43歳以上の場合助成対象外。通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回まで助成

3. 支給実績

平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件
平成24年度	134,943件
平成25年度	148,659件
平成26年度	152,320件
平成27年度	160,368件

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」 における現行の申請手続きについて



いわゆる事実婚の取扱いについて

① 社会保障等の分野では、法律上事実婚の関係にある者を給付等の対象としている。

○ **国民年金法** ※昭和34年制定時から事実婚を規定。

(用語の定義)

第5条

7 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(支給要件)

第37条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。(略)

○ **厚生年金保険法** ※昭和29年制定時から事実婚を規定。

(用語の定義)

第3条

2 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(支給要件)

第58条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。(略)

第59条 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、(中略)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時(中略)その者によつて生計を維持したものとする。(略)

○ **健康保険法** ※昭和32年から事実婚を規定。

(定義)

第3条

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。(略)

三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

(家族療養費)

第110条 被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

○ **児童手当法** ※昭和46年制定時から事実婚を規定。

(定義)

第3条

2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの
- イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)
- ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童(施設入所等児童を除く。)

○雇用保険法※昭和49年制定時から事実婚を規定。

(未支給の失業等給付)

第10条の3 失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の失業等給付の支給を請求することができる。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律※平成7年から事実婚を規定。

(定義)

第2条

二 介護休業 労働者が、第三章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。

四 対象家族 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)並びに配偶者の父母をいう。

(介護休業の申出)

第11条 労働者は、その事業主に申し出ることにより、介護休業をすることができる。(略)

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律※平成14年制定時から事実婚を規定。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 被害者の配偶者 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて被害者でないものをいい、被害者の帰国後に配偶者となつた者及び被害者の死亡後に他の者の配偶者となつた者を除く。

(老齢給付金の支給)

第5条の2 国は、次の各号のいずれかに該当する永住被害者又は永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金を、毎月、支給する。

- 一 六十歳以上である者
- 二 六十歳未満である者であつて六十歳以上の永住配偶者又は永住被害者の配偶者であるもの

②事実婚に関する実務上の取扱いの例(国民年金法・厚生年金保険法)

1 事実婚関係の認定要件

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること。

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

※除外の範囲

1の認定の要件を満たす場合であっても、民法上の規定に違反することとなるような近親婚については、これを事実婚関係にある者とは認定しない。

2 認定の方法

事実婚関係の認定は、次に該当する場合を対象とする。

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

(イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

3 認定に当たっての提出書類

婚姻の意思についての当事者それぞれの申立書及び認定対象者が次の表左欄に掲げる者である場合にあっては表右欄に掲げる書類

認定対象者の状況	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	住民票(世帯全員)の写
住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき	a それぞれの住民票(世帯全員)の写 b 別世帯となっていることについての理由書 c 第三者の証明書又は別表(※)に掲げる書類
現に起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき	a それぞれの住民票(世帯全員)の写 b 同居についての申立書 c 別世帯となっていることについての理由書 d 第三者の証明書及び別表(※)に掲げる書類
単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき ・生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること ・定期的に音信、訪問が行われていること	a それぞれの住民票(世帯全員)の写 b 別居していることについての理由書 c 経済的援助及び定期的な音信、訪問等についての申立書 d 第三者の証明書及び別表(※)に掲げる書類

※別表において、健康保険被保険者証の写し等一定の書類を提出することとされている。